

外国人の放送通信事業支配規定

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五五五年・外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項規定
についての国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会布告

前文省略

第一項（名称）

本布告を「仏暦二五五五年・外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項規定についての国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会布告」と呼ぶ。

第二項（施行日）

本布告は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一二年七月二三日〕

第三項（旧布告の廃止）

仏暦二五五四年・外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項規定についての国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会布告を廃止する。

第四項（語句規定）

本布告及び本布告末尾の禁止事項リストにおいて、

「委員会（カナカマカーン）」とは、国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会を意味する。

「事務局長（レーカーティガーン）」とは、国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会事務局長を意味する。

「事務局（サムナックガーン）」とは、国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会事務局を意味する。

「外国人（コンターnderオ）」とは、仏暦二五四二年外国人事業法令に基づく外国人を意味する。

「許可書（バイアヌヤート）」とは、仏暦二五四四年通信事業法令に基づく通信事業許可書を意味する。

「禁止事項（コーハーム）」とは、本布告末尾のリストに示した指針に基づく外国人による事業支配の態様にある行為の禁止事項を意味する。

「許可書申請人（プー・コーラップ・バイアヌヤート）」とは、自己ネットワークを有する第二種通信事業許可書申請人、及び第三種通信事業許可書申請人を意味する。

「許可書取得人（プー・ラップ・バイアヌヤート）」とは、自己ネットワークを有する第二種通信事業許可書取得人、及び第三種通信事業許可書取得人を意味するとともに、仏暦二五四四年通信事業法令に基づく第二種通信事業許可書取得人及び第三種通信事業許可書取得人と同じ権利、義務及び責任を有するCATテレコム・パブリックカンパニーまたはTOTパブリックカンパニーから許可、事業権または契約を得た者も意味する。

「事業支配（ガーンクローブガム・キッチャガーン）」とは、許可書申請人または許可書取得人の事業経営もしくは通信事業の営業に影響する方針決定、経営、実施、取締役任命、上級経営者任命で外国人による直接的または間接的なコントロール権限、もしくは力を有することを意味する。ここに全ての決議権数の半数以上の決議権を有する株式所有、株主総会での多数票コントロール権限、または全取締役の半数以上の人事権限を有する。

第五項（適用範囲）

本布告は周波数配分機構及びラジオ事業・テレビ事業・通信事業監督法、通信事業法またはその他の関連法の規定下に、通信事業を営む許可書申請人または許可書取得人の事業に適用する。ここにタイ国が加盟している国際合意、協定、または国際条約に基づく拘束義務と相反しない本布告の内容のみ適用する。

第六項（禁止事項）

許可書申請において、申請人は禁止事項を定め、委員会に提出する。このとき法人を拘束する署名権限者の名において、当該禁止事項のいずれかに反する実施はしないという保証とともに提出する。ここに本布告で定めた原則及び方法に従う。申請人が禁止事項を作成し、委員会に提出した時、仏暦二五四九年通信事業法令（第二版）によって改定増補された仏暦二五四四年通信事業法令の第八条第三段（一）に基づく外国人による事業支配の態様にある行為の禁止事項を定める資格を有する者とみなす。

第七項（禁止事項の承認）

年次株主総会のあった日から30日以内に、許可書取得人は禁止事項を定め、または見直し、委員会に提出する。このとき法人を拘束する署名権限者の名において、当該禁止事項に反する行為をしないという保証とともに提出する。ここに本布告で定めた原則、要件及び方法に従う。

第一段に基づく禁止事項は許可書取得人の株主総会で承認を受けなければならない。

許可書取得人は第一段に基づく禁止事項に違反する態様の行為をなす、または何らかの者がなすことを承諾してはならない。

毎年、許可書取得人は第一段に基づく期間内に、事業支配の状況について委員会に報告する義務を有する。ただし第一段に基づく禁止事項に違反するおそれのある高いリスクのある状況であれば、許可書取得人は防止策または解決策とともに直ちに委員会に報告する。

第八項（追加措置）

許可書申請人または許可書取得人が定めた禁止事項に関し、委員会が本布告に定めたところに従っていないと判断すれば、委員会は許可書申請人または許可書取得人を呼び、委員会が相当と判断したところに従い、説明する、追加の書類を提出する、禁止事項を変更する、または何らかの実施をさせることができる。

第九項（調査）

第七項第四段に基づく状況報告があった時、または許可書取得人に本布告に基づき定めた禁止事項への違反行為があったと思われる事由による証拠が明らかになった時、事務局長は60日以内にこれを調査し、検討のため委員会に意見を提出する。

調査に資するため、第一段に基づく許可書取得人は説明する、データを提出する、書類を提出する、または事務局長の実施通知に基づき何らかの協力をなす義務を有する。

第一〇項（違反していない場合）

委員会が検討の上、第九項の内容に基づく状況または証拠が本布告に定められたところに基づく禁止事項に違反していないと判断した場合、

（一）許可書取得人が委員会への報告者であれば、委員会は検討結果を当該許可書取得人に通知する。この場合、委員会は許可書取得人が追加でなすべき要件、または何らかの原則を定めることもできる。

（二）その他の場合であれば、委員会は本件についての終結を命じる、または（一）に基づく実施をなすこともできる。

第一一項（違反している場合）

委員会が検討の上、第九項の内容に基づく状況または証拠が本布告に定められたところに基づく禁止事項に違反している態様にあると判断した場合、

（一）許可書取得人が本布告末尾リストに定めた禁止事項、または本布告末尾リストに基づく禁止事項以外に追加で定められた禁止事項への違反を生じさせるリスクについての委員会への報告者であれば、委員会は許可書取得人に対し一年を超えない期間内に解決するよう命じる。

（二）報告がなかった場合、または委員会が禁止事項への違反が生じるリスクがあると判断した場合、委員会は許可書取得人に対し三か月を超えない期間内に解決するよう命じる。

第一二項（申請却下）

許可書申請人または許可書取得人が第六項、第七項、第八項、第一〇項または第一一項の内容に基づき正しい行動をとらなかった場合、申請を却下する、もしくは通信事業法に基づく手続をとる。

第一三項（経過規定）

仏暦二五五四年・外国人による事業支配の態様を有する行為の禁止事項規定についての国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会布告に基づき禁止事項を定め、委員会に提出した許可書申請人または許可書取得人は、本布告に定められたところに従って禁止事項を定めたものとみなす。

許可書申請人及び許可書取得人が委員会への禁止事項の提出期間の延期を求め、かつ許可書取得人が仏暦二五五四年・外国人による事業支配の態様を有す

る行為の禁止事項規定についての国家ラジオ事業・テレビ事業・通信事業委員会布告に基づき委員会に禁止事項を提出していない場合については、本布告に定めたところに基づき禁止事項を定め、委員会に提出する。

第一四項（報告）

毎年三月までに事務局長は外国人による事業支配に係る報告を作成し、委員会に提出する。

*外国人による事業支配の態様を有する禁止行為リスト

（一）本布告を回避するために外国人、代理人またはノミニーに直接的もしくは間接的に株式を持たせることを通じた事業支配。

（二）外国人自身による株式保有、または外国人の代表もしくは代理人を通じた株式保有を通じた事業支配。このときその株式は株主総会での決議において実際の株式数の割合を超える特別権利を有する、またはタイ国籍者の保有株式を上回る特別な権利を有する株式である。

（三）外国人が方針決定、経営、または取締役もしくは上級経営者の任命で、直接的、間接的にコントロール権限または権力を有することを通じた事業支配。

上級経営者とは取締役会長、社長、マネージャー、部長、購買部門の長、財務部門の長、または許可書申請人もしくは許可書取得人の事業において経営または通信事業でコントロール権限もしくは権力を有する他の者を意味する。

（四）外国人またはグループ内法人からの投資金及び借入金の出所と、債務保証、市場を下回る利息での貸付、事業リスク保証、または信用供与などで、恣意的選択を有する態様において法的関係を有することを通じた事業支配。

（五）知的財産、フランチャイズ契約に係る契約、または外国人及びグループ内法人と独占的な権利付与の契約を結び、その契約が費用及び報酬の外国人への移転効果を有することを通じた事業支配。

（六）外国人もしくはグループ内法人、または外国人もしくはグループ法人の被雇用者、従業員との調達契約または経営委託契約を結び、その契約が費用及び報酬の外国人への移転効果を有することを通じた事業支配。

（七）費用及び報酬の外国人への移転効果を有する態様における事業の配分もしくはコスト配分による外国人またはグループ内法人との合同事業を通じた事業支配。

（八）外国人またはグループ法人との価格移転もしくは価格面の同意の態様における取引を通じた事業支配。

（おわり）